

平成21年3月

警察における取調べの録音・録画の試行の検証について

警 察 庁

目 次

第1	はじめに	1
第2	警察における取調べの録音・録画の概要	1
1	検証の対象	1
(1)	罪種別件数	1
(2)	試行5都府県警察別・月別件数	1
2	試行に係る取調べの録音・録画の方法	2
(1)	録音・録画の対象事件	2
(2)	録音・録画の実施要領	2
3	試行結果の概要	3
(1)	録音・録画の実施時期	3
(2)	録音・録画の時間	3
(3)	DVDの公判での利用状況等	3
第3	試行に従事した取調べ官とその意見	4
1	試行に従事した取調べ官	4
2	試行に従事した取調べ官からの意見聴取	4
3	試行に従事した取調べ官の意見内容等	4
(1)	被疑者の供述内容・態度の変化	4
(2)	録音・録画の有効性に関する評価	6
(3)	今次試行の実施方法による取調べの機能への影響に関する意見	7
(4)	警察にとって都合の良い部分だけを録音・録画しているのではないかと の指摘に対する意見	8
(5)	取調べの全過程を録音・録画することについての意見	8
第4	試行の検証	9
1	検証の目的	9
2	取調べの録音・録画の効果（自白の任意性の立証方策としての効果及び 効率性）	10
(1)	DVDの公判での利用状況等	10
(2)	任意性の立証方策としての効果	10
ア	録音・録画内容の分析	10
イ	自白の任意性を分かりやすく説明する上での効果	11
(3)	任意性の立証方策としての効率性	12
(4)	取調べの適正化との関係	12
3	取調べの機能に及ぼす影響等	12
(1)	取調べの録音・録画を拒否した事例	12

(2) 被疑者の供述内容・態度の変化	13
(3) 今次試行の実施方法に関する取調べ官の意見等	13
4 今次試行の評価と今後の留意点	13
(1) 試行及び公判においてDVDが利用された事例等の積み上げ	14
(2) 録音・録画の試行に関する国民の理解等	14
(3) 取調べの適正化と取調べの録音・録画	14
第5 今後の方針	15
第6 おわりに	15

別紙1 警察における取調べの一部録音・録画の試行について

別紙2 警察における取調べの録音・録画システムと実施の流れ

別紙3 取調べの録音・録画の試行指針

第1 はじめに

警察庁では、裁判員裁判における自白の任意性の効果的・効率的な立証に資するためには、いかなる方策が有効であるかを検討するため、平成20年4月、警察における取調べの一部録音・録画の試行を開始することを表明した（別紙1参照）。そして、録音・録画装置を整備した上で、同年9月から警視庁、埼玉県警察、千葉県警察、神奈川県警察及び大阪府警察（以下「試行5都府県警察」という。）において試行を開始し、平成21年2月末までの半年間で、合計66件（被疑者58人）の試行を実施した。

警察庁では、裁判員裁判における自白の任意性の効果的・効率的な立証方策の在り方、取調べの録音・録画を実施する上での課題について、今次試行における録音・録画に係る記録媒体（以下「DVD」という。）を視聴し、試行に従事した取調べ官からの聞き取りを行うことなどにより、今次試行に関する検証を行い、今後の取調べの録音・録画の在り方についても考察を行った。

第2 警察における取調べの録音・録画の概要

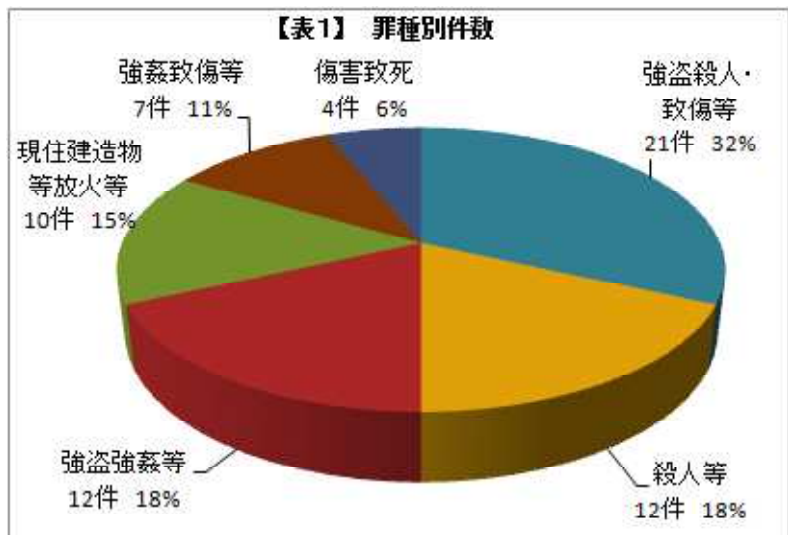
1 検証の対象

平成20年9月から平成21年2月末までの半年間（以下「検証対象期間」という。）に、試行5都府県警察において裁判員裁判対象事件の検挙件数が838件あり、そのうち合計66件（被疑者58人）の取調べの録音・録画を実施した。詳細は以下のとおりである。

(1) 罪種別件数

罪種別では、強盗殺人・致傷等21件、殺人等12件、強盗強姦等12件、現住建造物等放火等10件、強姦致傷等7件、傷害致死4件となっている（表1）。

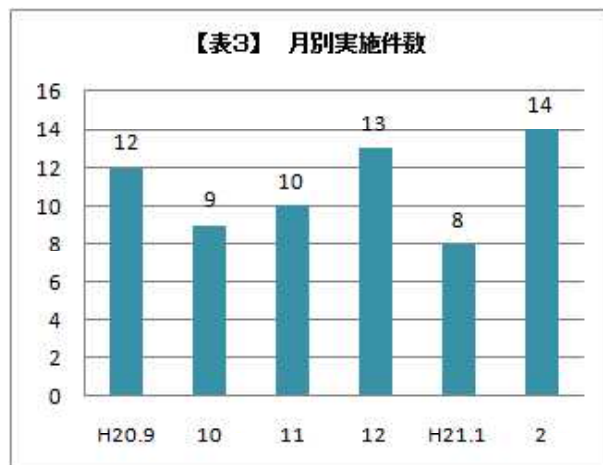
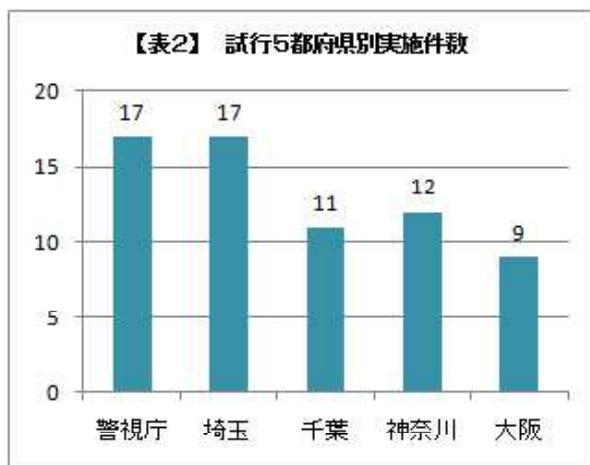
（注）「強盗殺人・致傷等」には、強盗傷人を含む。「殺人等」には、同未遂を含む。「強盗強姦等」には、同未遂を含む。「現住建造物等放火等」には、同未遂を含む。「強姦致傷等」には、強制わいせつ致傷を含む。



(2) 試行5都府県警察別・月別件数

試行5都府県警察別の実施件数は、警視庁17件、埼玉県警察17件、千葉県警察11件、

神奈川県警察12件、大阪府警察 9 件となっている（表 2）。また、月別の実施件数は、表 3 のとおりである。



2 試行に係る取調べの録音・録画の方法

(1) 録音・録画の対象事件

今次試行は、裁判員裁判における自白の任意性の効果的・効率的な立証に資するためには、いかなる方策が有効であるかを検討するために行っていることから、録音・録画は、被疑者が自白している裁判員裁判対象事件のうち、試行5都府県警察において、当該事件の捜査主任官が相当と認めたものにつき実施した。ただし、組織犯罪等、録音・録画を行うことにより、取調べの真相解明機能が損なわれたり、関係者の保護や協力確保等に支障を生じたりするおそれがある場合、録音・録画を実施することが時間的に困難であるなどにより、録音・録画の実施に障害がある場合には実施しないこととした。

なお、検証対象期間中、取調べの録音・録画を被疑者が拒否したことから実施しなかった事例が1件報告されている（第4の3(1)参照）。

(2) 録音・録画の実施要領

今次試行における録音・録画のシステム及び実施の流れについては、別紙2のとおりである。

録音・録画は、捜査が一定程度進展した時点において、犯行の概略と核心部分について供述調書を作成する場合に実施しており、その内容は、供述調書の内容を被疑者に読み聞かせ、閲覧させ、署名指印を求めている状況を基本としつつ、自己が供述した内容に間違いがないこと、任意にした供述であること等を確認している状況としている。

録音・録画に当たっては、被疑者に対してその旨を告知し、被疑者が拒否しない限り実施している。録音・録画の開始後は、被疑者が任意に発言できる機会を設けた後に終了している。

また、録音・録画の開始後は、どのような供述がなされても、途中で録音・録画

を終了することはせず、被疑者が供述調書の増減変更を申立て、取調べ官がその供述を供述調書に記載した場合は、その場面についても録音・録画されることとなる。また、DVDは一切編集することなく保管され、刑事訴訟法に基づいて検察官に送致される。

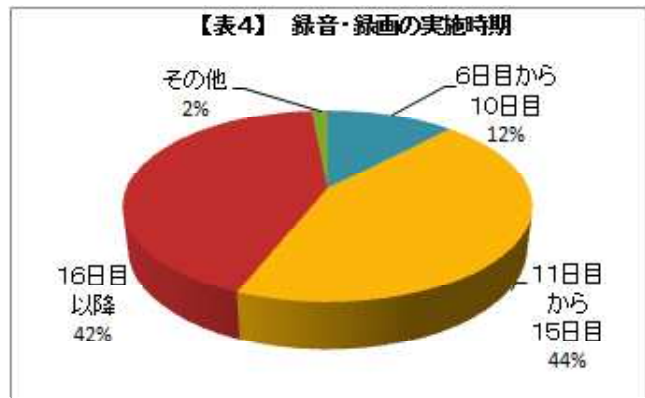
3 試行結果の概要

(1) 録音・録画の実施時期

逮捕後の何日目に録音・録画を実施したかについては、逮捕後11日目から15日目までの間に実施されたものが29件（44%）と最も多く、16日目以降が28件（42%）、6日目から10日目が8件（12%）となっている（表4）。

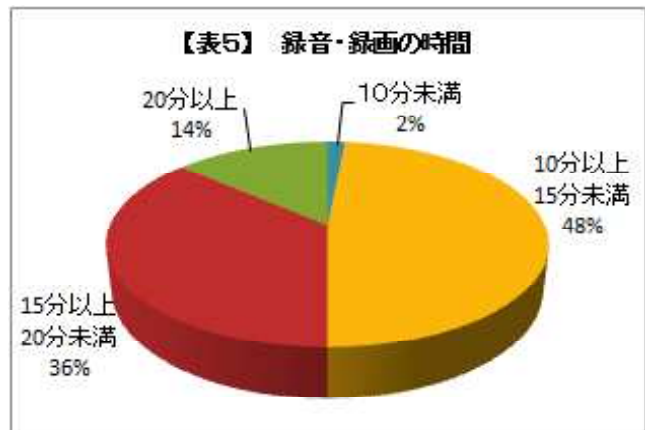
（注）「その他」は、裁判員裁判対象事件について、逮捕・勾留中の被疑者の取調べ

の録音・録画を実施した後、起訴後の勾留中に余罪について録音・録画を実施したもの（1件）である。



(2) 録音・録画の時間

1件の録音・録画の時間については、10分以上15分未満が32件（48%）と最も多く、15分以上20分未満であったものが24件（36%）、20分以上が9件（14%）、10分未満が1件（2%）となっている（表5）。また、平均時間は約15分であった。これは、2（2）のとおり、今次試行において録音・録画の対象を犯行の概略と核心部分に絞り込むなど、自白の任意性に関し分かりやすい立証に資するよう心がけてきた結果であると考えられる。



(3) DVDの公判での利用状況等

検証対象期間中にDVDの証拠開示がなされた件数は6件であると把握している。これらは、いずれも刑事訴訟法第316条の15に基づき、弁護人からの証拠開示請求に対し開示されたものである。

また、検証対象期間中に、DVDが公判で取り調べられたことはなく、証拠開示がなされた6件のうち、2件については地方裁判所で判決が宣告されたが、公判ではいずれも自白の任意性が争われることはなかった。

第3 試行に従事した取調べ官とその意見

1 試行に従事した取調べ官

今次試行に従事した取調べ官は58人であった。階級別では、警部補が42人（72%）、巡査部長が15人（26%）、巡査が1人（2%）であり（表6）、年齢別では、50歳代が22人（38%）と最も多く、40歳代が19人（33%）、30歳代が16人（28%）、30歳未満が1人（2%）となっている（表7）。

刑事経験年数別では、3年以上10年未満が22人（38%）と最も多く、10年以上20年未満が19人（33%）、20年以上が16人（28%）、3年未満が1人（2%）となっており、刑事経験が10年以上の取調べ官が約6割を占めた（表8）。

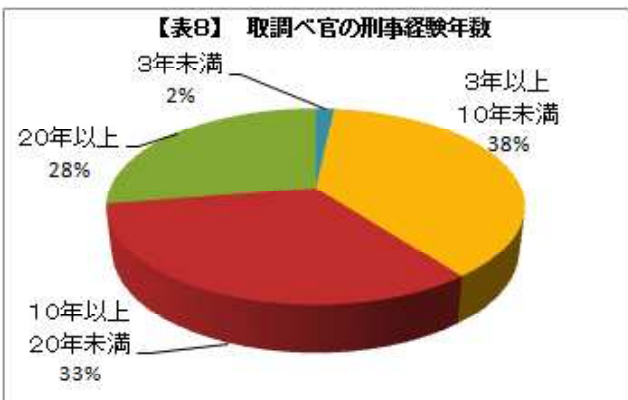
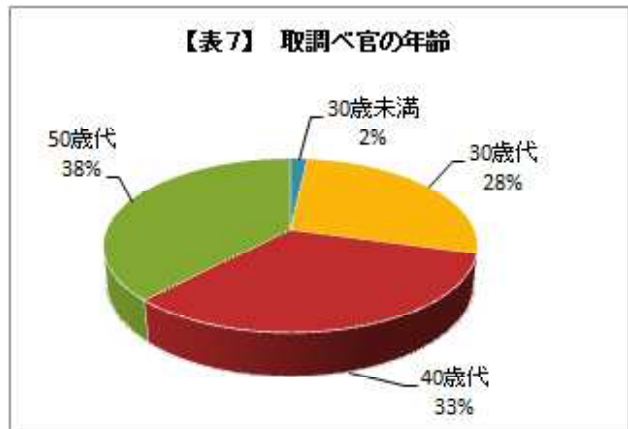
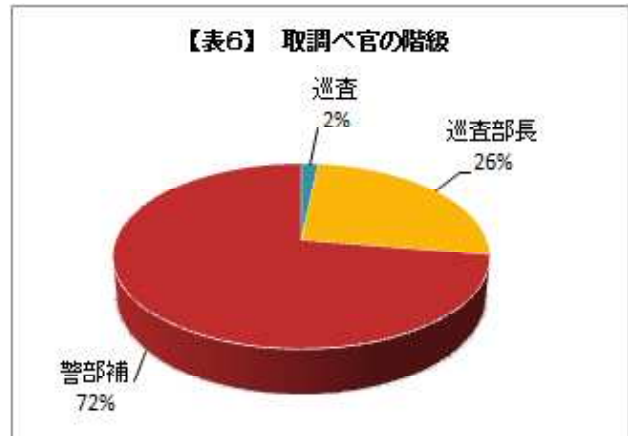
2 試行に従事した取調べ官からの意見聴取

警察庁では、今次試行について、より詳細かつ正確に検証を行うため、試行に従事した取調べ官から意見を聴取することとした。すなわち、警察庁の担当官が試行に従事した取調べ官から聞き取り等を行い、録音・録画実施時における被疑者の供述態度・内容の変化等について回答を得た。

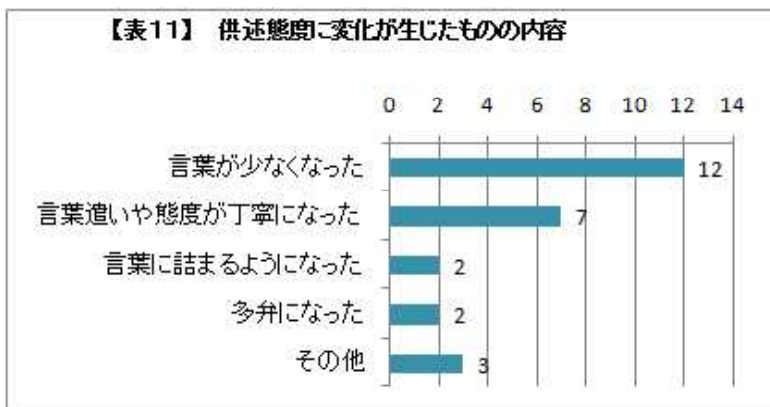
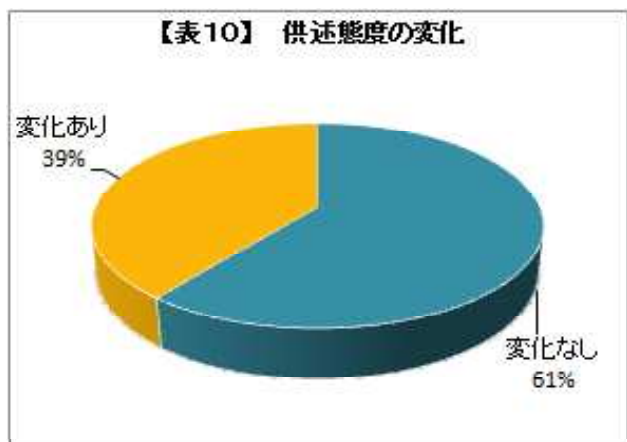
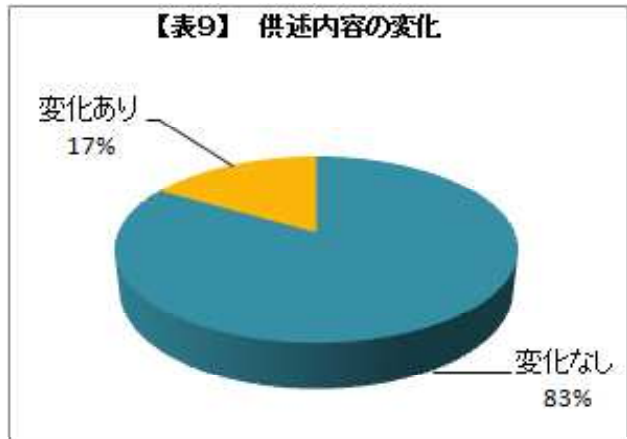
3 試行に従事した取調べ官の意見内容等

(1) 被疑者の供述内容・態度の変化

録音・録画を実施した際に、被疑者の供述内容に変化が生じたかどうかについては、「変化あり」とするものは11件（17%）であった（表9）。「変化あり」とするものには、犯罪事実に関して否認に転ずるようなものはなかったものの、「被害者の悪口を延々と話し、被害者側に非があることを主張した。」「録音・録画を実施する前には一言も反省の言葉はなかったが、録音・録画をしたら急に反省の弁を述べ始めた。」など、被疑者が自己に有利な内容を積極的に供述し始めたことがうかがえるものがあつた。



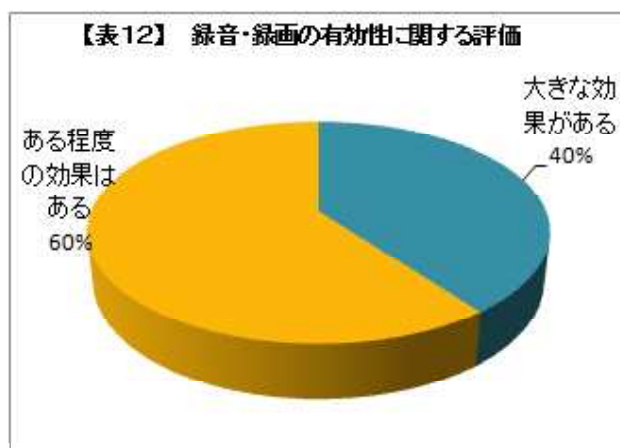
また、被疑者の供述態度に変化が生じたかどうかについては、「変化あり」とするものが26件（39%）であった（表10）。「変化あり」との回答の中には、「言葉が少なくなった。」「言葉遣いや態度が丁寧になった。」「言葉に詰まるようになった。」など、被疑者が普段より緊張していたことをうかがわせる回答が多かった（表11）。具体的な内容としては、「普段の取調べでは多弁で、自分から言いたいことを言う被疑者であったが、録音・録画を意識して、こちらから何度も問いかけなければ話をしなくなった。」との回答があったほか、「録音・録画に至るまでの取調べでは、犯行についての弁解を述べたり、供述調書の内容の一字一句にこだわり、頻繁に修正を求めていた被疑者が、録音・録画を実施する段階になると、これらのことを全く言わなくなった。これは、公判でDVDが見られた場合に悪い印象を与えたくないとの被疑者の態度の表れであろう。」など、第三者がDVDを見たときの被疑者の印象を良くするよう被疑者が録音・録画に向けて態度を変化させたことをうかがわせるものもあった。



さらに、録音・録画を実施した取調べの中で供述内容を変化させた上記11件のほかに、「録音・録画を実施した後に、被疑者は『DVDは誰が見るんですか』と頻繁に質問し、被疑者の家族関係が事件の背景として考えられ得るにもかかわらず、被疑者の妻子に関しては供述をしなくなってしまった。」もののように録音・録画を実施した後に、被疑者の供述内容が変化したものが1件あり、「被疑者から『今まで取調べ官を信用してしゃべってきたのに、結局は信用していなかったんですね』と言われ、録音・録画を実施した後に、被疑者の態度がよそよそしくなった。」など、同様に、録音・録画を実施した後に被疑者の供述態度が変化したものが2件あった。

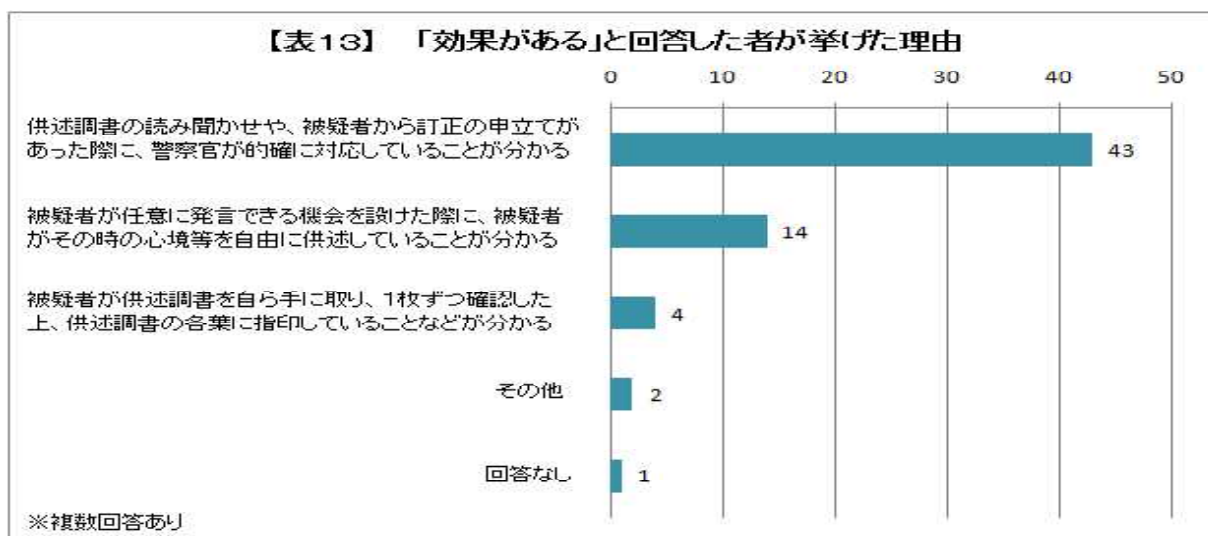
(2) 録音・録画の有効性に関する評価

自白の任意性立証の観点から見て、実施した録音・録画の結果をどう評価するかについて、公判において「大きな効果がある」と回答した者は23人（40%）、「ある程度の効果はある」と回答した者は35人（60%）であり、効果が乏しいと回答した者はいなかった（表12）。



「大きな効果がある」又は「ある程度の効果はある」と回答した者が挙げた主な理由は、「供述調書の読み聞かせや、被疑者から訂正の申立てがあった際に、警察官が的確に対応していることが分かる」

「被疑者が任意に発言できる機会を設けた際に、被疑者がその時の心境等を自由に供述していることが分かる」、「被疑者が供述調書を自ら手に取り、1枚ずつ確認した上、供述調書の各葉に指印していることなどが分かる」、「その他」に分類できた（表13）。



の理由を挙げる者の具体的な意見としては、「被疑者が自然な態度で対応していた。」「供述調書の読み聞かせにおいて、被疑者が真摯な態度で聞き入り、読み聞かせの要所要所において、頷きながら聞いている状況が良く分かった。」「供述調書を読み聞かせ、閲覧させた後、被疑者が供述調書の内容の訂正を申し立てたため、取調べ官が丁寧に確認して訂正を行っていた場面が明らかになった。」などがあつた。

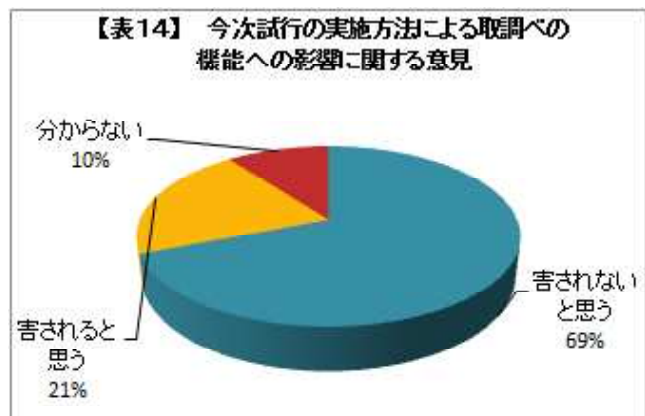
に関しては、「被害者に対する謝罪の言葉を述べている場面は、一般の人が見れば、任意性が十分に確保された状態で被疑者が話をしていることが極めて明確になると思われた。」などがあつた。

に関しては、「被疑者が、供述調書の内容を十分に時間をかけて閲覧している状況が明らかになった。」「被疑者が、内容を十分納得した上で、供述調書の各葉欄外に指印をするとともに、末尾に署名指印をする場面が克明に記録された。」などがあった。

「その他」に関しては、「取調べ官の発問に対し、被疑者が『取調べの時に、自分の言いたくないことは言わなくても良いと言われてきたが、事件のことに對して、言いたくないことや、隠すようなことはない』などと述べており、被疑者が供述拒否権を十分理解した上で供述していたことがよく分かる。」「ビデオカメラで撮影しながらの取調べでは思っていた以上に緊張を強いられるので、そのような取調べに慣れるためには負担が増えることが懸念されるが、裁判員に分かりやすく説明するためには仕方がない。」などがあった。

(3) 今次試行の実施方法による取調べの機能への影響に関する意見

今次試行において実施されている録音・録画の方法による場合、真相解明という取調べの機能は害されるかとの質問に対し、「取調べの機能は害されないと思う」と回答した者は40人(69%)、「取調べの機能は害されると思う」と回答した者は12人(21%)、「分からない」と回答した者は6人(10%)であった(表14)。



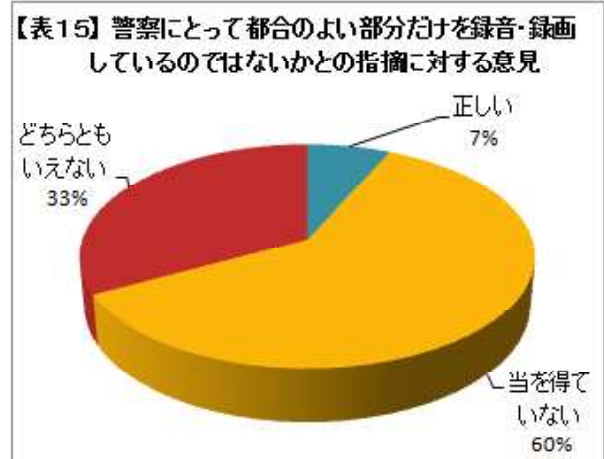
「取調べの機能は害されないと思う」と回答した者が挙げた主な理由には、「取調べの中では、被疑者が自ら進んで取調べ官に供述するよう、被疑者との人間関係を築く上で、被疑者の悩みなどを聞くことがあるが、そういった場面が録音・録画されるわけではないので、取調べの機能は害されないと思う。」など、今次試行において録音・録画の対象としている範囲であれば、それに先立って行われる真実を解明するための取調べを妨げられないためとの理由が多数を占めた。

「取調べの機能は害されると思う」と回答した者が挙げた理由には、「被疑者から『今まで取調べ官を信用して喋ってきたのに、結局は信用していなかったんですね』と言われ、録音・録画を実施した後に、被疑者の態度がよそよそしくなった。」「録音・録画を実施した後に、被疑者は『DVDは誰が見るんですか』と頻繁に質問し、被疑者の家族関係が事件の背景として考えられ得るにもかかわらず、被疑者の妻子に関しては供述をしなくなってしまう。」など、録音・録画により、被疑者との人間関係を構築するといった捜査手法を取ることが困難になるなど支障が生じ得ることや、被疑者の不安が増大することなどがあった。

他方、「分からない」と回答した者が挙げた理由には、「事件の形態、被疑者の性格等によって取調べは変わるものであり、取調べの機能が害されるか否か分からない。」などがあつた。

(4) 警察にとって都合の良い部分だけを録音・録画しているのではないかとの指摘に対する意見

試行に係る取調べの録音・録画については、警察にとって都合の良いところだけを録音・録画しているとの指摘があることに、今次試行を踏まえてどう思うかとの質問に対し、「そのような指摘は当を得ていない」と回答した者は35人(60%)、「そのような指摘は正しい」と回答した者は4人(7%)、「どちらともいえない」と回答した者は19人(33%)であつた(表15)。



「そのような指摘は当を得ていない」と回答した者が挙げた理由には、「録音・録画時には、必ず被疑者が任意に発言する機会を設けている。」「被疑者が話した内容を供述調書にした旨被疑者に告げ、すべて読み聞かせ、閲覧させて被疑者本人が確認している。」などがあつた。これに対し、「そのような指摘は正しい」と回答した者が挙げた理由は、実際に都合の悪い部分を隠すなどしていないにしても、そのような事情を知らない者が、警察による録音・録画について、都合の良いところだけを録音・録画していると指摘することは防ぎようがないとの趣旨のものであり、必ずしもそのような指摘自体が正しいとするものではなかつた。

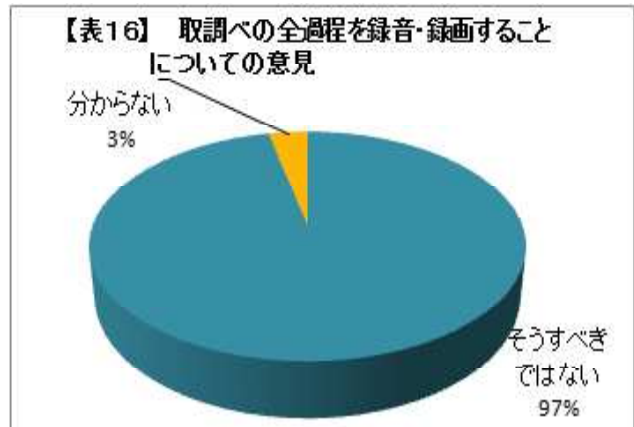
(5) 取調べの全過程を録音・録画することについての意見

取調べの全過程を録音・録画することについてどう思うかとの質問について、「そうすべきではない」と回答した者は56人(97%)、「分からない」と回答した者は2人(3%)であつた(表16)。

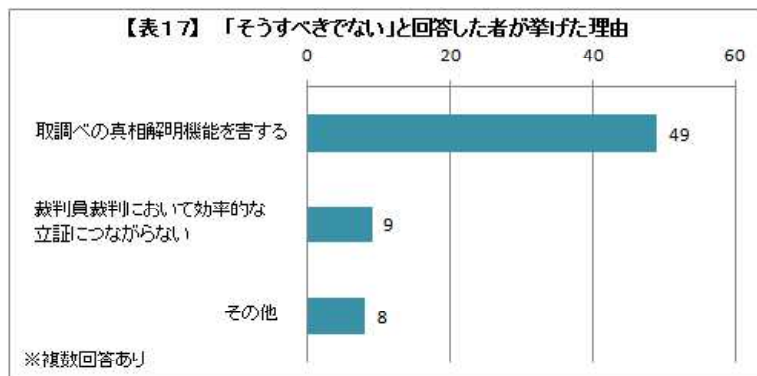
「そうすべきではない」と回答した者が挙げた理由には、「取調べの真相解明機能を害する」というものや、「裁判員裁判において効率的な立証につながらない」などがあつた。(表17)。

「取調べの真相解明機能を害する」との回答の具体的内容としては、「取調べでは、取調べ官自らが自分の失敗談などを赤裸々に話すなどして、会話の中で被疑者との人間関係を作っていく。そうした場面を録音・録画すれば、そのような人間関係を作れなくなる。」「暴力団の抗争事件で、実行犯である組員を逮捕した場合に、録音・録画されていれば組員が報復を恐れて組長の関与まで供述するとは考えられず、当該事件の解明はもとより、組織の壊滅にも支障を来す。」「性犯罪の場合、性的描

写や、被害者の落ち度と取られかねない発言が録音・録画されると、公判で被害者がDVDを見た場合に、『そんなことまで聞くのか。警察は被害者を侮辱している』と受け取られるおそれがある。」などがあった。これは、取調べ状況が第三者に知られることを被疑者が意識するようになれば、被疑者との人間関係を構築することが困難にな



ったり、被疑者が組織からの報復を恐れるため供述を得ることが困難になったり、被害者等の第三者のプライバシーに関する情報が不必要に公判にさらされる危険があったりすることを指摘するものであった。ほかにも、「『自分の



家族に、取調べ室での惨めな姿をさらしたくない。』と言う被疑者がいた。」など、録音・録画の影響により被疑者の不安が増大することを指摘するものもあった。

取調べの全過程を録音・録画することについて「そうすべきではない」との回答の具体的内容のうち「裁判員裁判において効率的な立証につながらない」と回答した者が挙げた理由としては、「すべての取調べを録音・録画すれば、録音・録画の時間は数十時間にも及ぶが、これを裁判員がすべて視聴するのはそもそも不可能ではないか。」などがあり、「その他」と回答した者が挙げた理由としては、「両親のいない被疑者は自分を父親代わりと思ったようであり、『このように親身になって諭してもらえたら、自分の人生はここまで落ちなかつただろう』と反省していた。取調べの全部を録画したら、被疑者の境遇などの話をよく聞き、被疑者の心情を十分に理解した上で心から反省させるような取調べは困難であると思う。」というものもあった。後者の意見は、第一線の警察官が、取調べにおいて被疑者の反省や社会復帰を促すことを目指しており、この点から全過程の録音・録画が取調べの真相解明機能以外にも様々な面で影響を及ぼす可能性を指摘するものである。

第4 試行の検証

1 検証の目的

裁判員裁判対象事件の捜査を行う場合は、国民の中から選任された裁判員に分か

りやすい立証が可能となるよう、配慮しなければならない（犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第7条）。したがって、取調べの録音・録画の試行を検証するに当たっては、裁判員の立場に立って分かりやすい効果的・効率的な自白の任意性立証が可能となるようなものとなっているかとの観点から検証を行う必要がある。

他方、警察は、裁判員裁判対象事件のみならずすべての事件において、第一次捜査機関として重要な役割を果たしている。一般に、警察の捜査においては、いまだ真相の判明しない段階から被疑者と対峙し、他の証拠と照らし合わせながら、紆余曲折を経て真相を次第に明らかにしていくものであるが、犯行の動機や背後関係を含む真相を解明する過程における取調べの重要性は改めて論を俟たないところである。このため、今次試行を検証するに際しては、録音・録画の実施により取調べの機能に影響はないかという観点からも十分な検討を行う必要がある。

なお、警察においては、自白の任意性の確保に関しては、これまでも犯罪捜査規範等に基づき指導教養の徹底を図ってきたところであるが、裁判員裁判では、警察の捜査結果が国民から選ばれた裁判員の目に直接触れることになるため、警察捜査に対する国民の信頼が確保されていることも大切である。裁判員裁判の導入を控えて、取調べの録音・録画についてはこのような観点からも考察を加えるべきと考えられる。

2 取調べの録音・録画の効果（自白の任意性の立証方策としての効果及び効率性）

(1) DVDの公判での利用状況等

DVDの公判での利用状況等は第2の3(3)のとおりである。証拠開示がなされた6件については、いずれも開示以前の段階で自白の任意性を争う旨の主張を弁護人が明らかにしていたものではないが、このうち、地方裁判所で判決が宣告された2件については、公判で自白の任意性が争われることはなかった。

検証対象期間にDVDが公判で取り調べられなかった理由としては、警察における今次試行が半年余りしか実施されていないこと、いまだ公判で自白の任意性が争われるかどうか明らかとなっていない事件があり得ること、録音・録画を実施したことにより、自白の任意性をめぐる争点が解消された事件があり得ること等が考えられる。

（注）平成21年2月付け最高検察庁作成「取調べの録音・録画の試行についての検証結果」によれば、平成17年1月から平成20年12月までの4年間に、地方裁判所で判決が宣告された裁判員裁判対象事件は10,225件であり、その中で自白の任意性が争われたものは345件（3.4%）であった。

(2) 任意性の立証方策としての効果

ア 録音・録画内容の分析

今次試行において録音・録画される具体的な内容は、取調べ官が被疑者に録音

・録画を開始することを伝え、犯行の概略等についての供述の録取内容を被疑者にゆっくり読み聞かせ、被疑者自ら供述調書を手にとって読んで内容が間違いな
いかどうか十分に確認して供述調書の各葉に指印し、最後に署名指印している状
況、被疑者が任意に発言できる機会を設けた際の状況等であり、これらの状況の
映像や音声はDVDに克明に記録されることとなる。

警察庁において、試行5都府県警察による試行の斉一性を図るべく指導・調整
を行い、今次試行の検証を行う観点から、試行に係るすべての録音・録画内容に
ついてその内容を視聴したところ、取調べ室の状況、取調べ官の発問状況、被疑
者の供述状況や表情、声の様子等が客観的に明らかになることが認められた。こ
のほか、被疑者が任意に発言できる機会を設けた際に、反省の弁を述べる被疑者
が多かったことだけでなく、被害者に対する不満を延々述べる事例や、「テレビで
見るように机を叩いたり、怒鳴られたり、きつく取り調べられるかと思っていた。
しかし、そんなことはなかった。」と警察における取調べについて感想を述べる事
例が見られるなど、被疑者自身が自発的かつ自由に供述している状況もうかがわ
れた。この点については、第3の3(2)及び(4)のとおり、試行に従事した取調べ
官の意見とも概ね一致しているところと考えられる。

イ 自白の任意性を分かりやすく説明する上での効果

今次試行において、特に、被疑者自身が任意にした供述であることを確認して
いる状況及び被疑者が任意に発言できる機会を設けた際の状況が記録される点は、
そのような場面で被疑者がどのような内容の発言をしたか、どのような態度であ
ったかが明らかとなり、被疑者が、言いたくないことは言わなくてもよいという
条件下で自ら進んで供述していることも裁判員に分かりやすく説明できると考え
られる。

また、被告人側から、警察における供述調書の作成過程に関し「供述調書の内
容を十分確認していないのに署名させられた。」「供述調書の訂正を求めたのに訂
正してくれなかった。」などとして公判で争われたときには、警察による試行にお
いて記録したDVDが公判で取り調べられれば、そのような事実はないことを裁
判員に分かりやすく説明することが可能であると考えられる。

なお、前記最高検察庁の検証によれば、公判で自白の任意性の有無の判断のた
めに検察庁における試行に係る取調べの録音・録画DVDが取り調べられた事件
については自白の任意性を認めるものが14件あったなど、検察庁の試行に係るD
VDが自白の任意性を立証する上で有用な証拠となり得るものと認められたとの
ことである。また、被告人の供述調書の任意性を争う旨の主張を明らかにしてい
た弁護人が、公判前整理手続においてDVDの開示を受けた後、その主張を撤回
したものがあったなど、一定程度任意性の争点を解消する効果があると認められ

るとのことである。

(3) 任意性の立証方策としての効率性

今次試行における録音・録画の時間については、第2の3(2)のとおり、10分以上20分未満が大半を占めているが、これは、録音・録画の内容を犯行の概略と核心部分についての供述調書の読み聞かせ等に絞り込み、自白の任意性に関し分かりやすい立証に資するよう心がけてきた結果であると考えられる。

裁判員裁判において、今次試行の内容のごとく、犯行の概略と核心部分について供述調書を作成する場合に録取内容を被疑者に読み聞かせている状況等を、記録時間の比較的短いDVDにより立証を行うことは、効率的な立証方策としても適当であると考えられる。

なお、前記最高検察庁の検証によれば、検察庁の試行に関してDVDを任意性立証に用いることにより、その立証の効率化・迅速化が図られているとのことである。

(4) 取調べの適正化との関係

前述のとおり、今次試行の目的は、裁判員裁判において自白の任意性が争われた場合にも、刑事手続になじみの薄い裁判員が適切に心証形成できるように、効果的・効率的な立証が可能となるような方策を検討することにある。他方、被疑者が警察の取調べについて自由に感想を述べる事例が実際に見られたこと等からも、取調べ官としては自ずと取調べの適正確保に一層意を用いることになると思われ、このような意味においては、取調べの録音・録画は、取調べの適正確保にも資するものと考えられる。

3 取調べの機能に及ぼす影響等

取調べの録音・録画の試行の開始に当たっては、実際に捜査の第一線において取調べに携わっている捜査官はもとより、部外の有識者からも、取調べの持つ真相解明機能を損ない、犯罪の検挙活動に支障を来し、ひいては治安の悪化をもたらすのではないかとの危惧の声があった。

このため、警察は、今次試行に当たって、取調べの機能に及ぼす影響を抑えるべく配慮してきたところであるが、今次試行において、被疑者が録音・録画を拒否した事例、録音・録画を実施した際の被疑者の供述内容・態度の変化、実際に試行に従事した取調べ官の意見等から分析を行った結果は、以下のとおりである。

(1) 取調べの録音・録画を拒否した事例

今次試行においては、被疑者に録音・録画を実施する旨を告知した際に、被疑者が録音・録画を明確に拒否したため、録音・録画を実施しなかった事例が1件あったが、この事例では、被疑者は拒否の理由として、「取調べを録音・録画されて、みじめな姿を公判でさらしたくない。」「撮られて不都合なことはないが、素直に話しているのに、撮られると嘘を言っていると思われるようだ。」と述べたとのことである。

る。

(2) 被疑者の供述内容・態度の変化

第3の3(1)のとおり、録音・録画を実施した際に供述内容が変化したものの割合は17%であった。また、録音・録画を実施した後に供述内容が変化したものが1件報告され、録音・録画を実施した際などに供述態度が変化したものも相当数報告された。いずれも、被疑者を逮捕してから録音・録画を実施するまでに、被疑者が取調べ官に対して自発的に供述するような関係を構築していたところ、録音・録画の実施により爾後の取調べに何らかの影響が生じたというものであった。

(3) 今次試行の実施方法に関する取調べ官の意見等

今次試行の実施方法が取調べの真相解明機能に与える影響に関する取調べ官の意見は、第3の3(3)のとおりであるが、「取調べの機能は害されないと思う」との意見が69%(58人中40人)あった。その理由としては、今次試行において録音・録画の対象としている範囲であれば、それに先立って行われる真実を解明するための取調べを妨げられないためとの意見が多数であった。これは、今次試行では、取調べ官が真実を解明するために最も意を払っている、被疑者が自発的に供述する関係を構築する段階では録音・録画を行っていないことから、取調べ官の多くが、この限度であれば、取調べの機能に及ぼす影響を最小限に抑えることができることを体感したことを反映しているものと思われる。

これに対して、今次試行のような録音・録画であっても「取調べの機能が害されると思う」との意見は21%(58人中12人)あり、その理由は、被疑者との人間関係を構築するといった捜査手法を取ることが困難になるなどの支障が生じ得ることや、被疑者の不安が増大することであった。録音・録画を実施しつつ被疑者との人間関係を構築するに当たって生じ得る取調べ官の心理的負担等に関しては、今後試行を重ねて経験を積むことにより軽減することも可能であると考えられる。他方、今次試行の中で被疑者が取調べの録音・録画を拒否する事例があったこと、また、録音・録画により供述内容や供述態度に変化が生じた事例が相当な割合であったことからしても、今次試行の実施件数はいまだ少数であるものの、取調べの真相解明機能に影響を及ぼす場合があることが明らかとなった。したがって、今次試行の実施方法により録音・録画を実施する際にも、取調べの機能を損なわないように、録音・録画の方法について十分に配慮することが不可欠であると考えられる。

なお、取調べの全過程を録音・録画することに関する取調べ官の意見については、第3の3(5)のとおり、全過程録音・録画はすべきでないとの意見は97%であり、その理由は多岐にわたるが、取調べの真相解明機能を害するとの意見が最も多かった。

4 今次試行の評価と今後の留意点

以上のとおり、今次試行による取調べの録音・録画の効果については、裁判員裁

判において被疑者の自白の任意性について争われた場合に、裁判員がDVDを視聴することにより、分かりやすさの点で効果的な証拠となるのみならず、自白の任意性を比較的短時間に効率的に立証する手段となるものと認められた。ただし、上記のとおり、今次試行の中で取調べの真相説明機能に影響を及ぼす場合があることが明らかとなってきたところであることから、取調べの機能を損なわないように、録音・録画の方法について十分に配慮すべきである。

いずれにしても、今次試行の結果作成されたDVDについては、いまだ公判で取り調べられた例がないことから、今後は、以下の点に留意しつつ、より多様な事件について試行を積み重ね、公判においてDVDが利用された事例等の集積も見つつ、取調べの機能に及ぼす影響について、より掘り下げた検証を行う必要がある。

(1) 試行及び公判においてDVDが利用された事例等の積み上げ

警察における取調べの録音・録画の試行はいまだ半年余りしか実施していないことから、そもそも実施件数も十分とはいえず、公判でDVDが取り調べられたこともないことから、今後、試行を実施する警察を全都道府県警察に拡大するとともに、より多様な事件に関し試行を積み重ねることが必要であると考えられる。

(2) 録音・録画の試行に関する国民の理解等

今後、全都道府県警察において試行を行い、数多くの録音・録画を実施するに当たっては、取調べの録音・録画の試行に係る指針や、検証の中で判明した取調べの録音・録画の効果及び課題について、国民に分かりやすく示し、理解を得ることが必要である。

また、今次試行は、被疑者の取調べという捜査の中核的部分に関わる改革であり、これを全国の警察署における日々の捜査にまで十分に浸透させていくことが重要である。

(3) 取調べの適正化と取調べの録音・録画

取調べの適正化については、被疑者取調べの監督制度の導入を中心とする取調べの適正化に向けた施策を平成20年1月に「警察捜査における取調べ適正化指針」としてとりまとめたところである。特に、被疑者取調べ監督制度は、都道府県警察において、犯罪捜査を担当しない総務又は警務部門に取調べの監督を担当させ、警察組織内部におけるチェック機能を発揮させることにより、取調べの適正化を図るものであり、引き続き全国警察を挙げてこれらの取調べの適正化施策を継続強化する必要がある。

他方、取調べの録音・録画については、前述のとおり、取調べ官としては自ずと取調べの適正確保に一層意を用いることになると思われ、このような意味において、取調べの適正確保にも資するものと考えられる。

(注) 被疑者取調べの監督制度に関しては、平成20年3月、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則

が制定された。警察では規則の制定を受け、昨年9月から全国的に被疑者取調べの監督制度の試験運用を実施しており、本年4月から本格的な実施を行うこととしている。

第5 今後の方針

検証の結果を踏まえ、試行を実施する警察を全都道府県警察に拡大することとする。拡大試行の内容は、別紙3「取調べの録音・録画の試行指針」のとおりであるが、その目的はこれまで以上に試行を積み上げ、公判においてDVDが利用された事例等の集積を図ることにより、裁判員裁判において、自白の任意性の効果的・効率的な立証に資するためには、いかなる方策が有効であるかをより多角的に検討することであり、その方法等はこれまでの試行と同様に、裁判員裁判対象事件に関し、取調べの機能を損なわない範囲内で、被疑者の取調べのうち相当と認められる部分の録音・録画を実施するものである。

第6 おわりに

司法制度改革の眼目の一つとして本年5月に施行される裁判員裁判は、政府を挙げて取り組んでいる重要な施策であり、これを円滑に実施するために警察としても適切な対応が求められている。すなわち、裁判員裁判では、迅速で分かりやすい刑事裁判が実現するよう期待されているところ、刑事手続になじみの薄い裁判員が適切な心証形成をできるよう警察としても一層の配慮が必要である。

他方、裁判員裁判の施行後も、警察の第一次捜査機関としての責務は真相解明にあり、犯人を検挙し、また、犯罪の被害に遭った方々の切実な声に応えるため、真相を究明するという警察捜査の基本は不変である。

取調べの録音・録画の試行を始め、迅速で分かりやすい刑事裁判に資するための施策を捜査の第一線に至るまで定着させつつ、さらに複雑、巧妙化する犯罪に最初に対峙し、第一次捜査機関としての責務を成し遂げることは容易なことではない。警察では、裁判員裁判における適切な立証の在り方についてこれまで真摯に検討を行い、取調べの録音・録画の試行を始めとする施策に着手してきた。まさに「取調べに関する大きな変革」を断行したところである。

警察捜査に課せられた責務は、捜査の適正を確保しつつ、これらの変革を断行し、迅速で分かりやすい立証に向けて的確に対応しながら、犯罪者の跳梁跋扈を許さず、国民の安全・安心な日々を確保することである。本年5月以降に開始される裁判員裁判の実施状況を見据えつつ、全都道府県警察で試行を重ねていくこととする。

警察における取調べの一部録音・録画の試行について

1 試行の目的

裁判員裁判では、裁判員に分かりやすい立証が可能となるよう、警察としても一層の配慮が求められていることから、裁判員裁判において、自白の任意性の効果的・効率的な立証に資するためには、いかなる方策が有効であるかを検討するため、警察における取調べの一部を録音・録画することを試行する。

2 試行の実施警察

警視庁及び大規模府県警察において試行を実施する。

3 試行の実施時期

平成20年度中に試行を開始する。

4 試行の対象とする事件及び取調べの範囲

試行の目的が、裁判員裁判における自白の任意性の立証方策の検討であることから、対象とする事件は、裁判員裁判対象事件（自白事件に限る。）とする。

裁判員裁判対象事件の中から、自白の状況、自白以外の証拠関係等を総合的に勘案して、将来の公判において自白の任意性に争いが生じるおそれがあると認められる事件を選定する。

選定した事件の捜査が一定程度進展した時点で、犯行の概略について供述調書を作成する場合において、録取内容を被疑者に読み聞かせ、署名押(指)印を求めている状況を基本としつつ、自白内容に間違いがないこと等を確認している状況を録音・録画する。

録音・録画実施の流れ

録音・録画システム



被疑者に録音・録画を実施する旨の告知

録音・録画の開始

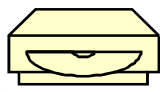
自白調書の読み聞かせ
署名指印等

録音・録画の終了を告げる

録音・録画の終了

録音・録画開始後はどのような供述がなされても、途中で録音・録画を終了することはしない。

録音・録画終了と同時に機械的にDVDが完成



DVDは被疑者の前で封印し、検察官に送致

録音・録画状況

・カメラ2台を設置し、1台により被疑者の上半身を、他の1台により取調べ室全体を撮影



・2台のカメラによって撮影された映像の処理及びDVD等への記録は機械的、自動的に実施
・映像等はDVDのほかハードディスクに記録

被疑者の様子 録音・録画面面



時刻表示

取調べ室全体の状況

取調べの録音・録画の試行指針

1 試行の目的

平成21年5月21日に導入される裁判員裁判では、自白の任意性について、裁判員に分かりやすく、かつ迅速な立証が可能となるよう、警察としても一層の配慮をする必要がある。そこで、裁判員裁判において、自白の任意性の効果的かつ効率的な立証には、いかなる方策が有効であるかを検討するため、取調べの機能を損なわない範囲内で、警察における取調べについて録音・録画を試行することとするものである。

2 試行期間

平成21年4月から当分の間とする。

3 試行対象事件

本試行は、裁判員裁判における自白の任意性の立証方策の検討のために行うものであるから、その対象は裁判員裁判対象事件（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第2条第1項各号に掲げる事件をいう。）であって、かつ被疑者が自白しているものとする。ただし、次のような場合は、対象から除外するものとする。

組織犯罪等、録音・録画をすることにより、取調べの真相解明機能が害されたり、関係者の保護や協力確保、また以後の捜査等に支障を生じるおそれがあると認められる場合

被疑者が外国人である事件で通訳人の協力が得られない場合や、録音・録画をすることが時間的又は物理的に困難である場合等、何らかの障害により対象とすることが適当でない場合

4 試行実施事件の選定及び取調べの範囲

試行対象事件の中から、自白の状況、自白以外の証拠関係等を総合的に勘案して、将来の公判において自白の任意性に争いが生じるおそれがあると認められる事件を試行実施事件として選定するものとする。

選定した事件の捜査が一定程度進展した時点で、犯行の概略等について供述調書を作成する場合において、録取内容を被疑者に読み聞かせ、閲覧させ、署名押（指）印を求めている状況を基本としつつ、自己の供述内容に間違いがないこと、任意にした供述であることなどを確認している状況について録音・録画をするこ

ととする。

5 録音・録画の際の手續等

録音・録画の実施に際しては、あらかじめ担当検察官へ連絡するとともに、次の事項を確実に実施すること。

録音・録画の開始前に、被疑者に録音・録画することを告知すること。
その際、被疑者が録音・録画をすることを拒否した場合は、録音・録画をしないこと。

録音・録画中に被疑者が任意に発言できる機会を設けること。

6 取調べ状況を記録した記録媒体の取扱い

録音・録画により取調べ状況を記録した記録媒体（DVD）は、一切編集することなく保管し、刑事訴訟法の規定により検察官に送致するものとする。

7 警察庁への報告

本試行の全国的な斉一性を図るべく指導・調整を行うとともに、その効果を検証する必要があることから、録音・録画を実施する際には警察庁に報告を行うこと。